

平成30年度名古屋市各会計関係議案

)

)

目 次

平成30年第20号議案	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第 8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲を限定する条例の制定について……………	1頁
平成30年第21号議案	名古屋市職員定数条例の一部改正について……………	7頁
平成30年第22号議案	包括外部監査契約の締結について……………	11頁
平成30年第23号議案	名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部改正について……………	13頁
平成30年第24号議案	名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部改正について……………	19頁
平成30年第25号議案	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について……………	21頁
平成30年第26号議案	名古屋市指定難病審査会条例の制定について……………	27頁
平成30年第27号議案	名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について……………	31頁
平成30年第28号議案	保健所運営協議会条例等の一部改正について……………	73頁
平成30年第29号議案	福祉事務所設置条例の一部改正について……………	77頁
平成30年第30号議案	名古屋市老人福祉施設条例等の一部改正について……………	79頁
平成30年第31号議案	名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について……………	85頁
平成30年第32号議案	名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部改正について……………	109頁
平成30年第33号議案	名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について……………	115頁
平成30年第34号議案	名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について……………	123頁

平成30年第35号議案	名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正について……	125頁
平成30年第36号議案	名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正につい て……	129頁
平成30年第37号議案	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について……	135頁
平成30年第38号議案	名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について……	139頁
平成30年第39号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について……	145頁
平成30年第40号議案	乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部改正 について……	147頁
平成30年第41号議案	名古屋市犯罪被害者等支援条例の制定について……	151頁
平成30年第42号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について…	155頁
平成30年第43号議案	指定管理者の指定について……	157頁
平成30年第44号議案	名古屋市バスターミナル条例の一部改正について……	159頁
平成30年第45号議案	指定管理者の指定について……	163頁
平成30年第46号議案	指定管理者の指定について……	165頁
平成30年第47号議案	名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について……	167頁
平成30年第48号議案	名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について……	169頁

平成30年第20号議案

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲を限定する条例の制定について

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲を限定する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲を限定する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第26条の規定により読み替えて準用する同法第22条第1項の規定に基づき、同法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供は、行わないものとする。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（理 由）

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、特定個人情報の漏えいのおそれを低

減するため、同法第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報
の範囲を限定する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（平成25年法律第27号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}
_{改正前}

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (1) }
5 } (略)
(7) }

(8) 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事

務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提

供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会

規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって

個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、

政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に

応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。

以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために

必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じ

て個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有

する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場

合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステ

ムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(9) }
(8) }
{ (略)
(16) }
(15) }

(特定個人情報の提供)

第22条 情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(第19条第8号の規定による特定個人情報の提供)

第26条 第21条(第1項を除く。)から前条までの規定は、第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「別表第2に掲げる」とあるのは「第19条第8号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第22条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第2項中「法令」とあるのは「条例」と、第24条中「情報提供等事務(第19条第7号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第19条第8号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等

事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

平成30年第21号議案

名古屋市職員定数条例の一部改正について

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,658人」を「11,619人」に改め、同条第3号中「2,301人」を「2,281人」に改め、同条第4号中「4,205人」を「4,219人」に改め、同条第5号中「1,541人」を「1,565人」に改め、同条第6号中「2,409人」を「2,418人」に改め、同条第7号中「10,682人」を「10,694人」に改め、同条第11号中「18人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、平成30年度における職員の定数を定める必要がある

による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市職員定数条例 (抜すい)

第 1 条 本市職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長の事務部局の職員

$\frac{11,619人}{11,658人}$

(3) 上下水道局の職員

$\frac{2,281人}{2,301人}$

(4) 交通局の職員

$\frac{4,219人}{4,205人}$

(5) 病院局の職員

$\frac{1,565人}{1,541人}$

(6) 消防職員

$\frac{2,418人}{2,409人}$

(7) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教

育機関の職員

12,778人 (うち校長、園長及び教員 $\frac{10,694人}{10,682人}$)

(8) }
{ (略)
(10) }

(11) 農業委員会の職員

$\frac{14人}{18人}$

平成30年第22号議案

包括外部監査契約の締結について

下記要項により、包括外部監査契約を締結するものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成30年 4 月 1 日
- 3 契約の金額 7,386,000 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い
- 5 契約の相手方 住所 名古屋市東区白壁二丁目 2 番14号
氏名 伊 藤 倫 文
資格 弁護士

(理 由)

この案を提出したのは、包括外部監査契約を締結する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(参 考)

契約の相手方略歴書

本 籍 地 愛知県
住 所 名古屋市東区白壁二丁目 2 番14号

い と み ふ
伊 藤 倫 文

昭和36年 3 月25日生

略 歴

昭和58年 3 月	中央大学法学部法律学科卒業
昭和63年 4 月	弁護士登録
昭和63年 4 月	伊藤典男法律事務所入所
平成10年11月	伊藤倫文法律事務所開設
平成17年 4 月	愛知県弁護士会副会長（平成18年 3 月31日任期満了）
平成21年 4 月	平成21年度愛知県豊田市包括外部監査人
平成24年 4 月	平成24年度愛知県包括外部監査人

平成30年第23号議案

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部改正について

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例の一部を改正する
条例

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例（平成21年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

(4) 法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料 120,000円

(5) 法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査

合併・分割承認申請手数料 120,000円

(6) 法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査

相続承認申請手数料 120,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料 120,000円

(5) 法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査

合併・分割承認申請手数料 120,000円

(6) 法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査

相続承認申請手数料 120,000円

(参考 2)

参 照 条 文

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）抜すい 新旧対照 ^{改正}
_{改正}
後
前

（譲渡及び譲受）

第27条の2 汚染土壤処理業者が当該汚染土壤処理業を譲渡する場合において

譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受け

たときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 （略）

（合併及び分割）

第27条の3 汚染土壤処理業者である法人の合併の場合（汚染土壤処理業者で

ある法人と汚染土壤処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壤

処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土

壌処理業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割につ

いて都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併

により設立された法人又は分割により当該汚染土壤処理業の全部を承継した

法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 （略）

(相続)

第27条の4 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第4項において同じ。）が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 }
3 } (略)
4 }

平成30年第24号議案

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部改正に
ついて

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例を
次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例の一部を改正
する条例

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例（平成16年名古屋市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改
正に伴い、破碎業事業範囲変更許可申請手数料の額を改定する必要があるによ
る。

(参 考)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}\right)$

名古屋市使用済自動車解体業許可等申請手数料条例（抜すい）

（手数料を徴収する事務の種別及び額）

第 2 条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(8) }

(9) 法第70条第 1 項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請
に対する審査

破碎業事業範囲変更許可申請手数料	$\frac{67,000\text{円}}{75,000\text{円}}$
------------------	---

平成30年第25号議案

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第34条中「掲げる」の次に「認定又は」を加える。

別表中

「

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
-----	---------	-------

」

を

「

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
2 以上の事業者による	法第12条の 7 第 1 項の規定に基づく 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特	147, 000円

産業廃棄物の処理に係る特例の認定	例の認定の申請に対する審査	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	134,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査に係る手数料等を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条
例 (抜すい)

(許可申請手数料)

) 第34条 別表に掲げる認定又は許可の申請をしようとする者は、その区分に応
じて、同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(参考 2)

参 照 条 文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜

すい 新旧対照 ^{改正後}
~~改正前~~

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）

第12条の7 2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一

体として実施しようとする場合には、当該2以上の事業者は、共同して、環

境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつ

いて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬のみ

を行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄す

る都道府県知事の認定を受けることができる。

(1) 当該2以上の事業者のいずれか一の事業者が当該2以上の事業者のうち

他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該2

以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適

合すること。

(2) 当該2以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分

を行う者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる

事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、共同して、環境省令で定めるところに

より、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事（同項に規定する都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

(1) 当該 2 以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 当該 2 以上の事業者全てについての議決権保有割合（一の事業者が保有する他の事業者の議決権の数を当該他の事業者の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）に関する事項

(3) 当該 2 以上の事業者に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実施体制に関する事項

(4) その他環境省令で定める事項

3 }
5 } (略)
6 }

7 第 1 項の認定を受けた者は、第 2 項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、共同して、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

8 }
5 } (略)
11 }

平成30年第26号議案

名古屋市指定難病審査会条例の制定について

名古屋市指定難病審査会条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市指定難病審査会条例

(趣旨)

第 1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第 121号）に定めるもののほか、名古屋市指定難病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(組織)

第 2条 審査会は、委員20人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

(臨時委員)

第 3条 臨時委員は、法第 5条第 1項に規定する指定難病に関し学識経験のある者（法第 6条第 1項に規定する指定医である者に限る。）のうちから、調

査審議事項を明示して市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。

- 2 審査会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審査会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 部会は、審査会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審査会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、名古屋市指定難病審査会に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）抜すい

（指定難病審査会）

第 8条 前条第 2項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、指定難病
審査会を置く。

2 }
3 } (略)
4 }

2 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第 358号）

抜すい 新旧対照 ^(改正後)
_(改正前)

（大都市の特例）

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1項の指定都市（

以下この条において「指定都市」という。）において、法第40条の規定によ

り、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令

第16号）第 174条の38に定めるところによる。

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)
_(改正前)

（難病の患者に対する医療等に関する事務）

第 174条の38 地方自治法第 252条の19第 1項の規定により、指定都市が処理
削除

する難病の患者に対する医療等に関する事務は、難病の患者に対する医療等
に関する法律（平成26年法律第50号）及び難病の患者に対する医療等に関す
る法律施行令（平成26年政令第 358号）の規定により、都道府県が処理する
こととされている事務（同法第32条第 1項の規定による同項に規定する難病
対策地域協議会の設置に関する事務を除く。）とする。この場合においては、
第 3項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関
する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関
する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 }
3 } (略)

平成30年第27号議案

名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）の定めるところによる。この場合において、省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「2年間（第3号に掲げる記録にあっては、5年間）」と読み替えるものとする。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 3条 介護医療院は、非常災害に備え、入所者及び従業者の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第 4条 介護医療院は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

第 111 条 介護医療院は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、

処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しな
ければならない。

- 2 介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道
府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する
従業者を有しなければならない。

- 3 前 2 項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、
都道府県の条例で定める。

- 4 都道府県が前 3 項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項について
は厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項について
は厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの
員数

(2) 介護医療院の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービス
の適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連

するものとして厚生労働省令で定めるもの

5 }
6 } (略)
7 }

2 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

目次

第1章 趣旨、基本方針等（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第42条）

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）

附則

第1章 趣旨、基本方針等

（趣旨）

第1条 介護医療院に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項の規定による療養室、診察室、処置室及び機能訓練室の基準並びに同条第2項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次に定める基準とする。

(1) 療養室、診察室、処置室及び機能訓練室の基準 第5条（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分に限る。）及び第45条（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分に限る。）並びに附則第2条、附則第6条及び附則第7条の規定による基準

(2) 医師及び看護師の員数の基準 第 4 条（医師及び看護師の員数に係る部分に限る。）の規定による基準

2 介護医療院に係る法第 111 条第 4 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 法第 111 条第 2 項の規定により、同条第 4 項第 1 号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この号及び第 6 条第 2 項において「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この号及び第 6 条第 2 項において「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 4 条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第 26 条（第 54 条において準用する場合を含む。）並びに第 52 条第 2 項及び第 3 項の規定による基準

(2) 法第 111 条第 3 項の規定により、同条第 4 項第 2 号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 7 条第 1 項（第 54 条において準用する場合を含む。）、第 8 条（第 54 条において準用する場合を含む。）、第 16 条第 4 項から第 6 項まで、第 18 条（第 54 条において準用する場合を含む。）、第 21 条第 7 項、第 36 条（第 54 条において準用する場合を含む。）、第 40 条（第 54 条において準用する場合を含む。）、第 47 条第 6 項から第 8 項まで並びに第 48 条第 8 項の規定による基準

(3) 法第 111 条第 1 項から第 3 項までの規定により、同条第 4 項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第 1 項各号及び前 2 号に定める基準以外のもの

（基本方針）

第 2 条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立っ

て介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

第3条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（以下この項及び第6項において「I型入所者」という。）の数を48で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（以下この項及び第6項において「II型入所者」という。）の数を100で除した数を加えて得た数以上（その数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）（第27条第3項の規定により介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあっては、入所者の数を100で除した数以上（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）とする。）

- (2) 薬剤師 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を 150 で除した数に、Ⅱ型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上
- (3) 看護師又は准看護師（第12条及び第52条において「看護職員」という。）
常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 6 で除した数以上
- (4) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を 5 で除した数に、Ⅱ型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (6) 栄養士 入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1 以上
- (7) 介護支援専門員 1 以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）
- (8) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (9) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第 1 項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができ

る。

6 第 1項第 1号の規定にかかわらず、医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項及び第45条第 2項第 4号において同じ。）の医師の員数の基準は、常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を48で除した数に、Ⅱ型入所者の数を 100で除した数を加えて得た数以上とする。

7 第 1項第 1号、第 2号、第 4号、第 5号及び第 7号並びに前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項及び第 5条第 2項において同じ。）の医師、薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を 6で除した数以上

(3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数
第 3章 施設及び設備に関する基準

（厚生労働省令で定める施設）

第 5条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 談話室
- (6) 食堂
- (7) 浴室

(8) レクリエーション・ルーム

(9) 洗面所

(10) 便所

(11) サービス・ステーション

(12) 調理室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 療養室

イ 一の療養室の定員は、4人以下とすること。

ロ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。

ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ナース・コールを設けること。

(2) 診察室

イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。

(1) 医師が診察を行う施設

(2) 喀痰^{かくたん}、血液、尿、糞便^{ふん}等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び第45条第2項第2号において「臨床検査施設」という。）

(3) 調剤を行う施設

ロ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（以下「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。

(3) 処置室

イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。

(1) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設

(2) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。第45条第2項第3号イ(2)において「エックス線装置」という。）

ロ イ(1)に規定する施設にあっては、前号イ(1)に規定する施設と兼用することができる。

(4) 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(6) 食堂

内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

(7) 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(8) レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(9) 洗面所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(10) 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでな

い。

(構造設備の基準)

第 6 条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2条第 9号の 2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第 2条第 9号の 3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。）とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第45条第 4項において「療養室等」という。）を 2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を 2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第45条第 4項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第32条の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が 2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1以上設けること。

(3) 療養室等が 3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を 2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第 123条第 1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備につ

いては、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。第45条第5項において同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実

施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第28条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者

との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第46条第1項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第46条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なも

のとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切

な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに

担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

(6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指

定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。
ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りではない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(5) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（運営規程）

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9条の 8、第 9条の 9、第 9条の12、第 9条の13、別表第 1の 2及び別表第 1の 3の規定を準用する。この場合において、同令第 9条の 8第 1項中「法第15条の 2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第 2項中「法第15条の 2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第 9条の 9第 1項中「法第15条の 2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第 9条の12中「法第15条の 2の規定による第 9条の 7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第 2条第 8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9条の13中「法第15条の 2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- (1) 第 5条第 2項第 2号ロ及び第45条第 2項第 2号ロに規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2条第 8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護医療院は提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第45条第 5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第 176条第 1項第 3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者 zu 周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う

こと。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第 4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第 2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第 5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第 2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第 3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第 1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条及び第49条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

（厚生労働省令で定める施設）

第45条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 浴室
- (6) サービス・ステーション
- (7) 調理室
- (8) 洗濯室又は洗濯場

(9) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

イ 療養室

- (1) 一の療養室の定員は、1人とする。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。
- (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (3) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - (i) 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 - (ii) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (4) 地階に設けてはならないこと。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (6) 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。
- (7) ナース・コールを設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 診察室

イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。

(1) 医師が診察を行う施設

(2) 臨床検査施設

(3) 調剤を行う施設

ロ イ(2)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。

(3) 処置室

イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。

(1) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設

(2) 診察の用に供するエックス線装置

ロ イ(1)に規定する施設にあっては、前号イ(1)に規定する施設と兼用することができる。

(4) 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、ユニット型併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。）にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第4号及び第5号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前 3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を 2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を 2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第54条において準用する第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が 2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1以上設けること。

(3) 療養室等が 3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を 2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第 1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の 4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第 1項第 4号から第 6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第 2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第 1項、第30条の25、第30条の26第 3項から第 5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第 1項中

「いずれか及び第 4号から第 6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第 1号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第 3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前 2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の 3第 1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2項第 1号に規定する食費の基準費用額（同条第 4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第 2項第 1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の 3第 1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2項第 2号に規定する居住費の基準費用額（同条第 4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第 2項第 2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1号から第 4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第 3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの

提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1号から第 4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3月に 1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹

底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時 1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに 1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第 7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第 7条第 1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第 2項中「この章」とあるのは「第 5章第 3節」と、第42条第 2項第 4号中「第16条第 5項」とあるのは「第47条第 7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成30年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 医療法（昭和23年法律第 205号）第 7条第 2項第 4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の 6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第 5条第 2項第 1号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者 1人当たりの床面積は、 6.4平方メートル以上とする。

第 3 条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第 6条第 1項第 1号及び第45条第 4項第 1号の規定は、適用しない。

第 4 条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第 6条第 1項及び第45条第 4項第 2号の規定の適用については、第 6条第 1項第 2号及び第45条第 4項第 2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は 2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第 2条第 9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、 100

平方メートル) 以下のものについては、屋内の直通階段を 1 とすることができる」とする。

第 5 条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年 3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第 6 条第 1 項第 6 号イ及び第45条第 4 項第 6 号イの規定にかかわらず、幅は、 1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、 1.6メートル以上とする。

第 6 条 平成18年 7月 1日から平成30年 3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年 3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）についての第 5 条第 2 項及び第45条第 2 項の適用については、第 5 条第 2 項第 2 号イ中「という。）」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」と、「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」と、同項第 3 号中「という。）」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」と、第45条第 2 項第 2 号イ中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」と、「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かな

いことができる。」と、同項第 3号中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、置かないことができる。」とする。

第 7条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年 3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設した場合における当該介護医療院に係る療養室については、第 5条第 2項第 1号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者 1人当たりの床面積は、 6.4平方メートル以上とする。

第 8条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年 3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第 6条第 1項第 1号及び第45条第 4項第 1号の規定は、適用しない。

第 9条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年 3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第 6条第 1項及び第45条第 4項第 2号の規定の適用については、第 6条第 1項第 2号及び第45条第 4項第 2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は 2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第 2条第 9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、 100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を 1とすることができる」とする。

第10条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年 3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第 6条第 1項第 6号イ及び第45条第 4項第 6号イの規定にかか

わらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

平成30年第28号議案

保健所運営協議会条例等の一部改正について

保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

保健所運営協議会条例等の一部を改正する条例

(保健所運営協議会条例の一部改正)

第 1条 保健所運営協議会条例（昭和28年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市保健所運営協議会条例

第 1条中「保健所運営協議会」を「名古屋市保健所運営協議会」に改める。

第 2条及び第 3条を削り、第 4条を第 2条とし、第 5条から第 8条までを2条ずつ繰り上げる。

第 9条中「その置かれた保健所」を「健康福祉局」に改め、同条を第 7条とし、第10条を第 8条とする。

(名古屋市感染症診査協議会条例の一部改正)

第 2条 名古屋市感染症診査協議会条例（平成11年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「。以下「法」という。」を削り、「感染症の診査に関する協議会」を「名古屋市感染症診査協議会」に改め、「設置、」を削る。

第 2条及び第 3条を削り、第 4条を第 2条とし、第 5条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

(名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例の一部改正)

第 3条 名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例（平成18年名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「当該病院の所在する場所を所管区域とする」を削る。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、本市の全区域を所管する保健所の設置に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市保健所運営協議会条例 (抜すい)
保健所運営協議会条例

(設置)

第 1条 地域保健法 (昭和22年法律第 101号) 第11条の規定に基づき、保健所
に名古屋市保健所運営協議会 (以下「協議会」という。) を置く。
保健所運営協議会

(名称)

第 2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称を冠する。

(所掌事務)

第 3条 協議会は、当該保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営
に関する事項について審議する。

第 2条 }
第 4条 } (略)
第 6条 }
第 8条 }

(庶務)

第 7条 協議会の庶務は、健康福祉局
第 9条 その置かれた保健所において処理する。

第 8条 (略)
第10条

2 名古屋市感染症診査協議会条例 (抜すい)

(趣旨)

第 1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号~~。以下「法」という。~~）第24条第 6項の規定に基づき、名古屋市感染症診査協議会~~感染症の診査に関する協議会~~（以下「協議会」という。）の~~設置、~~組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2条 法第24条第 2項の規定に基づき、本市の保健所について 1の協議会を
置く。

（名称）

第 3条 協議会の名称は、名古屋市感染症診査協議会とする。

第 2条
第 4条
 } （略）
第 8条
第10条

3 名古屋市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的な報告に関する条例（抜すい）

（症状等の報告）

第 2条 法第38条の 2第 3項に規定する精神科病院の管理者は、毎年 1回、規則で定めるところにより、同項に規定する任意入院者（次項において同じ。）の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の 5に規定する事項を、当該
病院の所在する場所を所管区域とする保健所長を経て市長に報告しなければならない。

2 （略）

平成30年第29号議案

福祉事務所設置条例の一部改正について

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1,068人」を「1,025人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、福祉事務所所員の定数を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

福祉事務所設置条例 (抜すい)

第 4条 福祉事務所所員の定数は、 $\frac{1,025人}{1,068人}$ とする。

2 (略)

平成30年第30号議案

名古屋市老人福祉施設条例等の一部改正について

名古屋市老人福祉施設条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市老人福祉施設条例等の一部を改正する条例

(名古屋市老人福祉施設条例の一部改正)

第 1条 名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号ア中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 2条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3号ア中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

(名古屋市保護施設条例の一部改正)

第 3 条 名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号ア中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

第 4 条第 1 項中「名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「笹島寮等」を「名古屋市植田寮、名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「植田寮等」に改める。

第 5 条中「笹島寮等」を「植田寮等」に改める。

第 7 条中「名古屋市笹島寮」を「名古屋市植田寮（以下「植田寮」という。）及び名古屋市笹島寮」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「笹島寮」を「植田寮及び笹島寮」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定、第 3 条中名古屋市保護施設条例第 2 条第 2 項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 3 条の規定による改正後の名古屋市保護施設条例第 5 条の規定による名古屋市植田寮の指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市植田寮の管理を指定管理者に行わせる等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市老人福祉施設条例 (抜すい)

(使用料)

第 5 条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる額の使用料を納めなければならない。

(1) 特別養護老人ホームにおいて短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスを受ける者

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第21号) 及び厚生労働大臣が定める 1 単位の単価 (平成27年厚生労働省告示第93号) (平成24年厚生労働省告示第94号) により算定した額

イ (略)

(2) (略)

2 } (略)
3 }

2 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例 (抜すい)

(使用料等)

第 5 条 センターを利用する者は、次の各号に掲げる額の使用料及び手数料 (以下「使用料等」という。) を納めなければならない。ただし、リハビリテーションセンターにおいて施設入所支援を受ける者は、第 1 号の 2イに掲げる額の使用料等を納めることを要しない。

(1) }
{ (略)
(2) }

(3) リハビリテーションセンターにおいて訪問リハビリテーション等を受ける者

ア 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

及び厚生労働大臣が定める 1単位の単価 $\frac{\text{（平成27年厚生労働省告示第93号）}}{\text{（平成24年厚生労働省告示第94号）}}$

$\frac{\text{号）}}{\text{号）}}$ により算定した額

イ （略）

(4) （略）

2 }
{ (略)
5 }

3 名古屋市保護施設条例（抜すい）

（使用料等）

第2条 （略）

2 医療保護施設を利用する者は、 $\frac{\text{次}}{\text{次の各号}}$ に掲げる額の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を納めなければならない。

(1) （略）

(2) 短期入所療養介護を受ける者（法第34条の2第2項の規定による措置に基づく短期入所療養介護を受ける者を除く。）

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める 1単位の単価 $\frac{\text{（平成27年厚生労働省告示第93号）}}{\text{（平成24年厚生労働省告示第94号）}}$

$\frac{\text{生労働省告示第93号）}}{\text{生労働省告示第94号）}}$ により算定した額

イ （略）

(3) (略)

3 }
4 } (略)

(指定管理者)

第 4条 名古屋市植田寮、名古屋市笹島寮及び名古屋市熱田荘（以下「植田寮
等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2
第 3項に規定する指定管理者に行わせる。

2 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第 5条 市長は、植田寮等
笹島寮等の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で
定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の
選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 植田寮等
笹島寮等の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところ
により、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、植田寮等
笹島寮等の設置目的を最も効果的に達成するとと
もに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) (略)

4 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲その他必要な事項)

第 7条 名古屋市植田寮（以下「植田寮」という。）及び名古屋市笹島寮（以
下「笹島寮」という。）の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとお
りとする。

(1) (略)

(2) 植田寮及び笹島寮の使用料の徴収に関すること。

(3) 植田寮及び笹島寮の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に關すること。

(4) （略）

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部改正について

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1条 名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第70条第 2項第 1号」の次に「、法第72条の 2第 1項各号」を加える。

第 2条の表第39条第 2項の項中「第39条第 2項」の次に「（第39条の 3において準用する場合を含む。）」を加え、同表第 104条の 3第 2項の項中「第 104条の 3第 2項」の次に「（第 105条の 3において準用する場合を含む。）」を加え、同表第 139条の 2第 2項（第 140条の13において準用する場合を含む。）の項中「第 140条の13」の次に「及び第 140条の15」を加え

る。

(名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項第 1 号」の次に「、法第78条の 2の 2第 1 項各号」を加える。

第 2 条第 1 項の表第36条第 2 項の項中「第36条第 2 項」の次に「（第37条の 3において準用する場合を含む。）」を加える。

(名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 2第 2 項第 1 号」の次に「、法第 115 条の 2の 2第 1 項各号」を加える。

第 2 条の表第37条第 2 項の項及び同表第 106 条第 2 項の項を削り、同表第 141 条第 2 項（第 159 条において準用する場合を含む。）の項中「第 159 条」の次に「及び第 166 条」を加える。

第 3 条第 2 項中「介護予防通所介護又は」を削る。

(名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 4 条 名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第36条第 3 項第 1 号」の次に「、法第41条の 2第 1 項各号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「旧介護保険法」という。）第 8条の 2第 2項に規定する介護予防訪問介護又は旧介護保険法第 8条の 2第 7項に規定する介護予防通所介護については、第 3条の規定による改正前の名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 2条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提出したのは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (抜すい)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 70 条第 2 項第 1 号、法第 72 条の 2 第 1 項各号並びに法第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第 2 条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 126 条の 4 の 2 の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 39 条第 2 項（ <u>第 39 条の 3 において準用する場合を含む。</u> ）	2 年間	2 年間（第 2 号に掲げる記録にあっては、5 年間）
(略)		
第 104 条の 3 第 2 項（ <u>第 105 条</u>	2 年間	2 年間（第 2 号に掲げる記録にあっては、5 年間）

の 3において準 用する場合を含 む。)		
(略)		
第 139条の 2第 2項 (第 140条 の13及び第 140 条の15において 準用する場合を 含む。)	2年間	2年間 (第 2号に掲げる記 録にあっては、 5年間)
(略)		

2 名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (抜すい)

(趣旨)

第 1条 この条例は、介護保険法 (平成 9年法律第 123号。以下「法」という。) 第78条の 2第 1項及び第 4項第 1号、法第78条の 2の 2第 1項各号並びに法第78条の 4第 1項及び第 2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第 2条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。) 及び介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第 131条の10の 2の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第36条第2項— 第37条の3にお いて準用する場 合を含む。)	2年間	2年間(第2号に掲げる記 録にあっては、5年間)
(略)		

2 (略)

3 名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の2第2項第1号、法第115条の2の2第1項各号並びに法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第2条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の17の2の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第37条第2項	2年間	2年間（第2号に掲げる記録にあっては、5年間）
（略）		
第106条第2項	2年間	2年間（第2号に掲げる記録にあっては、5年間）
（略）		
第141条第2項 （第159条及び 第166条において 準用する場合 を含む。）	2年間	2年間（第2号に掲げる記録にあっては、5年間）
（略）		

（食料及び飲料水の備蓄）

第3条 （略）

2 介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

4 名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜すい）

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号、法第41条の2第1項各号並びに法第43条第1項

及び第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

(共生型居宅サービス事業者の特例)

第72条の 2 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに

係る事業所について、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5の 3

第 1項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生

労働省令で定める種類の同法第 6条の 2の 2第 1項に規定する障害児通所支

援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123

号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第 1項の指定障害福祉サー

ビス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて

厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第 5条第 1項に規定する障害

福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）

を受けている者から当該事業所に係る第70条第 1項（第70条の 2第 4項にお

いて準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいず

れにも該当するときにおける第70条第 2項（第70条の 2第 4項において準用

する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第

70条第2項第2号中「第74条第1項の」とあるのは「第72条の2第1項第1号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第3号中「第74条第2項」とあるのは「第72条の2第1項第2号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

(2) 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

2 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定居宅サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護

者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持

等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(4) 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

3 }
5 } (略)
5 }

(共生型地域密着型サービス事業者の特例)

第78条の 2の 2 地域密着型通所介護その他厚生労働省令で定める地域密着型

サービスに係る事業所について、児童福祉法第21条の 5の 3第 1項の指定（

当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令

で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法

第29条第 1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行わ

れる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福

祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条

第 1項（第78条の12において準用する第70条の 2第 4項において準用する場合

を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する

ときにおける前条第 4項（第78条の12において準用する第70条の 2第 4項に

おいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用につ

いては、前条第 4項第 2号中「第78条の 4第 1項の」とあるのは「次条第 1

項第 1号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る」と、「若しく

は同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「員数」と、同項第 3 号中「第78条の 4第 2項又は第 5項」とあるのは「次条第 1項第 2号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。

(2) 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができると認められること。

2 市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第 1号から第 4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第 5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業（第 3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

3 }
4 } (略)
5 }

(共生型介護予防サービス事業者の特例)

第 115条の 2の 2 介護予防短期入所生活介護その他厚生労働省令で定める介護予防サービスに係る事業所について、児童福祉法第21条の 5の 3第 1項の指定（当該事業所により行われる介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第29条第 1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第 1項（第 115条の11において準用する第70条の 2第 4項において準用す

る場合を含む。)の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当
するときにおける前条第 2 項 (第 115 条の11において準用する第70条の 2第
4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適
用については、前条第 2 項第 2 号中「第 115 条の 4 第 1 項の」とあるのは「
次条第 1 項第 1 号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る」と、「
同項」とあるのは「同号」と、同項第 3 号中「第 115 条の 4 第 2 項」とある
のは「次条第 1 項第 2 号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定め
るところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定介護
予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都
道府県の条例で定める員数を満たしていること。

(2) 申請者が、都道府県の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの
事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の
運営をすることができると認められること。

2 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第 1 号から第 3 号まで
に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、
第 4 号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定め
るものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌する

ものとする。

(1) 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員
数

(2) 指定介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要
支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の
保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(4) 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 }
4 } (略)
5 }

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年
法律第 123号）抜すい 新旧対照 （改正後）
（改正前）

（共生型障害福祉サービス事業者の特例）

第41条の 2 居宅介護、生活介護その他厚生労働省令で定める障害福祉サービ
スに係るサービス事業所について、児童福祉法第21条の 5の 3第 1項の指定
（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生
労働省令で定める種類の同法第 6条の 2の 2第 1項に規定する障害児通所支
援に係るものに限る。）又は介護保険法第41条第 1項本文の指定（当該サー

ビス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第 53 条第 1 項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該サービス事業所に係る第 36 条第 1 項（前条第 4 項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第 36 条第 3 項（前条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 36 条第 3 項第 2 号中「第 43 条第 1 項の」とあるのは「第 41 条の 2 第 1 項第 1 号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る」と、同項第 3 号中「第 43 条第 2 項」とあるのは「第 41 条の 2 第 1 項第 2 号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段

の申出をしたときは、この限りでない。

(1) 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、

指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

(2) 申請者が、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備

及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができると認められること。

2 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第 1号から第 3号まで

に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、

第 4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定め

るものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌する

ものとする。

(1) 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

(2) 指定障害福祉サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は

障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及

び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省

令で定めるもの

(4) 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3 }
(略)
5 }

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）抜すい 新旧対照 （改正後）
（改正前）

（準用）

第39条の 3 第 4条、第 5条（第 1項を除く。）及び第 6条並びに前節の規定

は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 5条第

2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定

居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、

と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若

しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものと

する。

（準用）

第 105条の 3 第 8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第
削除

32条から第34条まで、第35条から第36条の 2まで、第38条、第52条、第92条、

第94条及び第95条第 4項並びに前節（第 105条を除く。）の規定は、共生型

通所介護の事業について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「第 29 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 100 条に規定する運営規程をいう。第 32 条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第 27 条及び第 32 条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 95 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 98 条第 2 号、第 99 条第 5 項及び第 101 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 104 条の 3 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 26 条」とあるのは「第 26 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 36 条第 2 項」とあるのは「第 36 条第 2 項」と読み替えるものとする。

（準用）

第 140 条の 15 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 101 条、
削除

第 103 条、第 104 条、第 120 条及び第 122 条並びに第 4 節（第 140 条を除

く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第137条に規定する運営規程をいう。第125条第1項において同じ。））」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第101条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第125条第1項中「第137条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第128条第3項、第129条第1項及び第136条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第139条の2第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

- 4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）抜すい 新旧対照 (改正後)
(改正前)

(準用)

第37条の3 第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、
第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第
3条の39、第12条及び第19条、第21条、第22条第4項並びに前節（第37条を
除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。こ
の場合において、第3条の7第1項中「第3条の29に規定する運営規程」と
あるのは「運営規程（第29条に規定する運営規程をいう。第3条の32におい
て同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは
「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着
型通所介護従業者」という。）」と、第3条の32中「定期巡回・随時対応型
訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、
第22条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第
1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外の
サービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介
護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜
に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第26条第
4号、第27条第5項及び第30条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」
とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第36条第2項第2号中
「次条において準用する第3条の18第2項」とあるのは「第3条の18第2項」
と、同項第3号中「次条において準用する第3条の26」とあるのは「第3条

の26」と、同項第4号中「次条において準用する第3条の36第2項」とあるのは「第3条の36第2項」と読み替えるものとする。

- 5 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）抜すい 新旧対照 (改正後)
改正前

(準用)

第.166条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の4から第53条の11、第120条の2及び第120条の4、第128条及び第130条並びに第4節（第142条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条の4中「第53条」とあるのは「第138条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第133条第1項及び第137条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第141条第2項第2号中「次条において準用する第49条の13第2項」とあるのは「第49条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第50条の3」と

あるのは「第50条の 3」と、同項第 5号中「次条において準用する第53条の
8第 2項」とあるのは「第53条の 8第 2項」と、同項第 6号中「次条におい
て準用する第53条の10第 2項」とあるのは「第53条の10第 2項」と読み替え
るものとする。

平成30年第32号議案

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部
改正について

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部
を改正する条例

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例（平成20年名古屋
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2条の次に次の 2条を加える。

（仮徴収額の変更）

第 2条の 2 市長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令
第 318号）第21条の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する
法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第 110条において準用す
る介護保険法（平成 9年法律第 123号。以下「準用介護保険法」という。）
第 140条第 1項に規定する被保険者について、第 1号に掲げる額と第 2号に
掲げる額とが異なる場合には、準用介護保険法第 140条第 2項の規定により、
第 2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の 6月 1日から 7月31日ま
で及び 8月 1日から 9月30日までの間において、それぞれ特別徴収の方法に

よって徴収するものとする。

- (1) 準用介護保険法第 140 条第 1 項の規定により徴収する保険料額
- (2) 当該年度の前年度分の保険料の額を 12（当該保険料の納付義務が当該前年度の賦課期日後に発生したものである場合にあっては、その発生した日の属する月から当該前年度の 3 月までの月数）で除して得た額に 2 を乗じて得た額（当該金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

第 2 条の 3 市長は、当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間において、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、前条第 2 号に掲げる額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

第 3 条第 1 項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 110 条において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）」を「準用介護保険法」に、「前条第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「前条第 3 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条第 5 項中「前条」を「第 2 条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 の規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、保険料の特別徴収に係る仮徴収額に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例 (抜す
い)

(仮徴収額の変更)

第 2条の 2 市長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成19年政令
第 318号) 第21条の規定により読み替えられた高齢者の医療の確保に関する
法律 (昭和57年法律第80号。以下「法」という。) 第 110条において準用す
る介護保険法 (平成 9年法律第 123号。以下「準用介護保険法」という。)
第 140条第 1項に規定する被保険者について、第 1号に掲げる額と第 2号に
掲げる額とが異なる場合には、準用介護保険法第 140条第 2項の規定により、
第 2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の 6月 1日から 7月31日ま
で及び 8月 1日から 9月30日までの間において、それぞれ特別徴収の方法に
よって徴収するものとする。

(1) 準用介護保険法第 140条第 1項の規定により徴収する保険料額

(2) 当該年度の前年度分の保険料の額を12 (当該保険料の納付義務が当該前
年度の賦課期日後に発生したものである場合にあっては、その発生した日
の属する月から当該前年度の 3月までの月数) で除して得た額に 2を乗じ
て得た額 (当該金額に 100円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)

第 2 条の 3 市長は、当該年度の初日の属する年の 6 月 1 日から 9 月 30 日まで
の間において、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、前条第 2 号に掲
げる額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、市長
が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(準用介護保険法第 134 条第 1 項の通知に係る特別徴収対象被保険者に係る
保険料の徴収の方法等)

第 3 条 準用介護保険法
高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」

という。) 第 110 条において準用する介護保険法 (以下「準用介護保険法」

という。) 第 134 条第 1 項の規定による通知に係る被保険者について、準用
介護保険法第 135 条第 1 項の規定により特別徴収の方法 (以下「本徴収」と
いう。) によって保険料の一部を徴収しようとする場合においては、普通徴
収の方法によって徴収する保険料の納期 (準用介護保険法第 139 条第 1 項の
規定により普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期を除く。) を当該
年度の 7 月から 9 月までの各月に変更するものとし、当該月分の納期につい
ては 第 2 条 前条 第 1 項の規定を準用する。

2 }
3 } (略)

4 第 2 条 前条 第 3 項の規定は、第 2 項の規定により算定した各納期の納付額につ
いて準用する。

5 市長は、普通徴収の方法によって徴収する保険料について 第 2 条 前条 及び前各
項の規定による納期又は各納期の納付額により難いと認めるときは、別に納
期又は各納期の納付額を定めることができる。

(参考 2)

参 照 条 文

1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）抜すい

（介護保険法の準用）

第 110条 介護保険法第 134条から第 141条の 2までの規定は、第 107条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 介護保険法（平成 9年法律第 123号）抜すい

（仮徴収）

第 140条 市町村は、前年度の初日の属する年の10月 1日から翌年の 3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際第 136条第 1項に規定する支払回数割保険料額を徴収されていた第 1号被保険者について、当該年度の初日からその日の属する年の 5月31日までの間において当該支払回数割保険料額の徴収に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 市町村は、前項に規定する第 1号被保険者について、当該年度の初日の属する年の 6月 1日から 9月30日までの間において同項に規定する老齢等年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第 1号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

3 }
4 } (略)

平成30年第33号議案

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第 101号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第21条の 5の15第 2項第 1号」を「第21条の 5の15第 3項第 1号、法第21条の 5の17第 1項各号」に、「第21条の 5の18第 1項及び第 2項」を「第21条の 5の19第 1項及び第 2項」に改める。

第 2条中「第54条の 5」の次に「、省令第54条の 9」を加え、「第71条及び省令第71条の 4」を「第71条、省令第71条の 2及び省令第71条の 6」に改める。

第 4条中「行う者（）」の次に「指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び」を加える。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (抜すい)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第21条の 5の 4第 1項第 2号、法第21条の 5の15^{第 3項第 1号}、~~法第 21条の 5の17第 1項各号~~^{第 2項}並びに法^{第21条の 5の19}~~第 21条の 5の18~~第 1項及び第 2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業（以下「指定通所支援の事業等」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第 2 条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34の定めるところによる。この場合において、省令第40条第 2項（省令第54条の 5^{省令第54条の 9}、省令第64条、省令第71条^{省令第71条の 2}及び省令^{第71条の 6}~~第71条の 4~~において準用する場合を含む。）中「定期的に」とあるのは、「少なくとも毎月 1回は」と読み替えるものとする。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4 条 指定通所支援の事業等を行う者（指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。）は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなけれ

ばならない。

(参考 2)

参 照 条 文

1 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

第 6条の 2の 2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

（第 2項から第 4項まで 略）

(第 5項)	} (略)
(第 6項)	
(第 5項)	
↓	
(第 9項)	
(第 8項)	

（共生型障害児通所支援事業者の特例）

第21条の 5の17 児童発達支援その他厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援事業所について、介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 8条第 1項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第42条の 2第 1項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 8条第14項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第53条第 1項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定

める種類の同法第 8条の 2第 1項に規定する介護予防サービスに係るものに
限る。)若しくは同法第54条の 2第 1項本文の指定（当該障害児通所支援事
業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種
類の同法第 8条の 2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るも
のに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律第29条第 1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該障害児通所支
援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定め
る種類の同法第 5条第 1項に規定する障害福祉サービスに係るものに限る。）
を受けている者から当該障害児通所支援事業所に係る第21条の 5の15第 1項
（前条第 4項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、
次の各号のいずれにも該当するときにおける第21条の 5の15第 3項（前条第
4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適
用については、第21条の 5の15第 3項第 2号中「第21条の 5の19第 1項の」
とあるのは「第21条の 5の17第 1項第 1号の指定通所支援に従事する従業者
に係る」と、同項第 3号中「第21条の 5の19第 2項」とあるのは「第21条の
5の17第 1項第 2号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めると
ころにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- (1) 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人
員が、指定通所支援に従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準
を満たしていること。
- (2) 申請者が、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営
に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができ
ると認められること。

都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第 1号から第 3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第 4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

(2) 指定通所支援の事業に係る居室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(4) 指定通所支援の事業に係る利用定員

(第 3項) }
)
(第 5項) } (略)

2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

(準用)

第54条の 5 第 4条、第 7条、第 8条及び前節（第11条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第71条の2 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

平成30年第34号議案

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第 102号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第21条の 5の15第 2項第 1号」を「第21条の 5の15第 3項第 1号」に、「第24条の 9第 2項」を「第24条の 9第 3項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜すい）

（趣旨）

第 1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第21条の 5の15^{第 3項}_{第 2項}第 1号（法第24条の 9^{第 3項}_{第 2項}において準用する場合に限る。）並びに法第24条の12第 1項及び第 2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

平成30年第35号議案

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正について

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部を改正する条例

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第9条第1項中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 2日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市児童を虐待から守る条例 (抜すい)

(定義)

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(人材の育成)

第 9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）抜すい

新旧対照 (改正後)
(改正前)

(児童虐待の早期発見等)

第 5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体

及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、
保健師

看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見
しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければなら
ない。

2 } (略)
3 }

平成30年第36号議案

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1中

B	A階層を除き、当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯又は市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯		3,000円
C ₁	A階層を除き、当該年度分（1	77,101円未満	12,900円
C ₂	月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	77,101円以上 211,201円未満	19,300円
C ₃		211,201円以上 270,901円未満	20,900円
C ₄		270,901円以上	21,900円

を

B	A階層を除き、当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯		2,500円
C ₁	A階層を除き、当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯		3,000円
C ₂	A階層を除き、当該年度分（1	43,800円未満	4,300円
C ₃	月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	43,800円以上 77,101円未満	8,900円
C ₄		77,101円以上 110,000円未満	15,900円
C ₅		110,000円以上 211,201円未満	19,300円
C ₆		211,201円以上 270,901円未満	20,900円
C ₇		270,901円以上	21,900円

に改め、同表備考第3項中「C₄階層」を「C₇階層」に改め、同表備考第4項中「C₂階層」を「C₅階層」に改め、同表備考第5項第1号ただし書中「B階層」の次に「及びC₁階層」を加える。

別表第 2備考中「C 4 階層」を「C 7 階層」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、利用者負担額を改定する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例 (抜すい)

別表第 1

各月初日の支給認定保護者の属する世帯 の階層区分		利用者負担額基準月額
(略)		
B	A階層を除き、当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯又は市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	<u>2,500円</u> 3,000円
C ₁	A階層を除き、当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	<u>3,000円</u>
C ₂	A階層を除き、	<u>43,800円未満</u>
C ₁	当該年度分（1月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	<u>77,101円未満</u> <u>43,800円以上</u> <u>77,101円以上</u> <u>77,101円未満</u> <u>211,201円未満</u>
C ₃		<u>8,900円</u> 19,300円
C ₂		
C ₄		<u>15,900円</u> 20,900円
C ₃		

<u>C₅</u>	<u>110,000 円以上</u>	<u>19,300 円</u>
<u>C₄</u>	<u>270,901 円以上</u> <u>211,201 円未満</u>	<u>21,900 円</u>
<u>C₆</u>	<u>211,201 円以上</u> <u>270,901 円未満</u>	<u>20,900 円</u>
<u>C₇</u>	<u>270,901 円以上</u>	<u>21,900 円</u>

備考

1 }
2 } (略)

3 支給認定保護者の属する世帯が C_1 階層から $\frac{C_7 \text{ 階層}}{C_4 \text{ 階層}}$ までのうち規則で定めるものであって、次に掲げる世帯に該当する場合における利用者負担額基準月額は、この表にかかわらず、規則で定める。

(1) }
(2) } (略)
(3) }

4 支給認定保護者の属する世帯が B 階層から $\frac{C_5 \text{ 階層}}{C_2 \text{ 階層}}$ までであって、当該支給認定保護者が子ども（児童福祉法第27条第 1項第 3号の規定により里親に委託され、又は市長が別に定める施設に入所していないものをいう。）を 3人以上（支給認定子ども（年度の初日の前日において満 3歳に達していない者に限る。以下この項において同じ。）を 1人以上含む場合に限る。）監護し、かつ、これらの子どもと生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 3番目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額基準月額（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 3条第 1項又は第 3項の認定を受けたもの及び同条第 9項の規定による公示がされたものを含む。）の利用に係る額を除く。）は、 0円とする。

5 同一の世帯に属する 2人以上の子ども（規則で定める子どもに限る。）

以下この項において同じ。)がいる場合(4が適用される場合を除く。)において、当該子どものうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2番目以降の支給認定子どもの利用者負担額基準月額については、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2番目の支給認定子ども この表に定める額に2分の1を乗じて得た額。ただし、支給認定保護者の属する世帯がB階層^{及びC1階層}である場合にあっては、0円とする。
- (2) (略)

別表第2

(略)

備考

附則別表備考第2項第1号及び第3項から第6項までの規定並びに別表第1備考第2項、第3項及び第5項の規定は、この表の場合について準用する。この場合において、別表第1備考第3項中「C1階層」とあるのは「C4階層」と、同表備考第5項中「4が適用される」とあるのは「附則別表備考第6項が準用される」と読み替えるものとする。

平成30年第37号議案

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

〃	名古屋市正色第一保育園	名古屋市中川区下之一色町字中ノ切63番地の1
〃	名古屋市正色第二保育園	名古屋市中川区下之一色町字宮分23番地
〃	名古屋市港保育園	名古屋市港区港栄三丁目18番10号

を
」

〃	名古屋市正色保育園	名古屋市中川区下之一色町字宮分79番地の 1
〃	名古屋市港保育園	名古屋市港区築盛町93番地の 1

に、

〃	名古屋市神松保育園	名古屋市南区神松町 1丁目12番地
〃	名古屋市土古保育園	名古屋市港区土古町 2丁目23番地

を

〃	名古屋市神松保育園	名古屋市南区神松町 1丁目12番地
---	-----------	-------------------

に、

〃	名古屋市牧野池保育園	名古屋市名東区牧の里三丁目701番地
〃	名古屋市茶屋保育園	名古屋市港区西茶屋一丁目35番地の 6

を

〃	名古屋市牧野池保育園	名古屋市名東区牧の里三丁目701番地
---	------------	--------------------

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市正色第一保育園、名古屋市正色第二保育園及び名古屋市港保育園

に係る部分は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市正色第一保育園及び名古屋市正色第二保育園を統合する等の必要があるによる。

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により
史跡に指定された志段味古墳群（同法第113条第1項の規定により本市が保
存のため必要な管理及び復旧を行うものに限る。）並びにその周辺の古墳及
び地形（以下「志段味古墳群等」という。）を保存し、かつ、その活用を図
るため、次のように志段味古墳群歴史の里を設置する。

名称 名古屋市志段味古墳群歴史の里

位置 名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地

2 名古屋市志段味古墳群歴史の里（以下「歴史の里」という。）の区域は、
教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

(事業)

第2条 歴史の里は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 志段味古墳群等の保存及び活用

- (2) 志段味古墳群等に関する実物、複製、模型、図書、図表、写真、フィルム等の資料（以下「志段味古墳群資料」という。）の保存及び活用
 - (3) 博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力
 - (4) 歴史の里の施設の供用
 - (5) その他委員会が必要と認める事業
- （利用料金）

第3条 歴史の里の古墳案内施設の展示室へ入場しようとする者又は歴史の里の駐車場（委員会が指定するものを除く。）を使用しようとする者は、当該入場又は当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第10条の規定により歴史の里の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第2に定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（特別利用）

第4条 志段味古墳群資料の模写、模造、拓本、撮影等観覧以外の方法による利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、志段味古墳群資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるときその他委員会が管理上支障があると認めるときは、特別利用を許可しない。

（特別利用の許可の取消し等）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可の条件を変更し、特別利用を停止し、又は特別利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 特別利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) その他委員会が管理上支障があると認めるとき。

（利用料金の減免）

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、第3条第2項の規定により定めた個人の利用料金の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者 当該利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（秩序維持）

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、歴史の里への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設設備等を損傷するおそれがあると認められる者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(3) その他委員会が支障があると認める者

（損害賠償等）

第9条 建物、古墳、志段味古墳群資料、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、委員会の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者）

第10条 歴史の里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第11条 委員会は、歴史の里の指定管理者の指定をしようとするときは、教育

委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 歴史の里の指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、歴史の里の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、歴史の里の供用時間及び休場日の定めに従い、歴史の里を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項の歴史の里の供用時間及び休場日は、教育委員会規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、委員会との協議により、供用時間以外の時間に供用し、又は休場日に開場することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号から第3号までに規定する事業のうち委員会が定めるもの及び同条第4号に規定する事業の実施に関すること。

(2) 歴史の里の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(3) その他委員会が定める業務

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1

区分	利用料金の基準額
個人（1人1回につき）	200円
20人以上の団体（1人1回につき）	160円
定期観覧券（1年券）	800円
備考 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。	

別表第 2

使用区分	利用料金の額
大型自動車（1台1回につき）	1,200円
普通自動車（1台1回につき）	300円
備考 歴史の里における催物その他の行事の開催期間のうち委員会が指定する期間に利用する場合に限る。	

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市志段味古墳群歴史の里を設置する必要があるによる。

平成30年第39号議案

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

春田駅自転車駐車場

」

を

「

春田駅自転車駐車場

伏屋駅自転車駐車場

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日までこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。
- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、伏屋駅自転車駐車場を設置する必要があるによる。

平成30年第40号議案

乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部改正について

乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

乗合自動車乗車料条例及び高速電車乗車料条例の一部を改正する
条例

(乗合自動車乗車料条例の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例(昭和22年名古屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「2人」を「4人」に改める。

(高速電車乗車料条例の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例(昭和32年名古屋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「2人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、乗合自動車及び高速電車において、保護者 1 人につき幼児 4 人までを無料とする必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 乗合自動車乗車料条例 (抜すい)

第1条 (第1項 略)

前項の規定にかかわらず、1歳未満の乳児及び保護者1人につき $\frac{4人}{2人}$ の幼児(1歳以上6歳未満)を限り、無料とする。

2 高速電車乗車料条例 (抜すい)

第1条 本市の高速電車に乗車する者は、料金を支払い乗車券を受けなければならない。ただし、1歳未満の乳児及び保護者1人につき幼児(1歳以上6歳未満) $\frac{4人}{2人}$ まで無料とする。

名古屋市犯罪被害者等支援条例の制定について

名古屋市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済

的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 市、市民、事業者及び関係機関は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、当該窓口専ら支援を行う者を置くものとする。

(経済的負担の軽減等)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事等を行う者の派遣等必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(精神的な被害からの回復に向けた支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定める必要があるによる。

平成30年第42号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市大杉コミュニティセンター	名古屋市北区大杉三丁目20番19号	を
名古屋市大杉コミュニティセンター	名古屋市北区大杉三丁目20番19号	に、
名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福德町4丁目37番地の8	
名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目48番16号	を

名古屋市千早コミュニティ センター	名古屋市中区新栄一丁目48番16号	に
名古屋市松原コミュニティ センター	名古屋市中区松原二丁目22番24号	

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、北区及び中区にコミュニティセンターを設置する必要があるによる。

平成30年第43号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市大和コミュニティセンター	名古屋市千種区松軒二丁目12番3号 大和学区連絡協議会 会長 犬飼 隆

2 指定の期間 平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成30年第44号議案

名古屋市バスターミナル条例の一部改正について

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市バスターミナル条例の一部を改正する条例

名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の84」の次に「（バスターミナルの建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である部分以外の部分における旅客の取扱いにあっては、100分の40）」を加える。

第6条中「次の各号」を「次」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) バスターミナルの建築物である部分以外の部分の区域内に建築物を建築すること。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市栄バスターミナルの規模等の変更に伴い、バスターミナルの使用料等に関し、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市バスターミナル条例 (抜すい)

(使用料)

第 4 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 1 項の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者及び同条第 2 項の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者 (以下「使用者」という。) のバスターミナルにおける旅客の取扱いが乗車又は降車に限定される場合の使用料の額は、前 2 項に定める額に 100 分の 84 (バスターミナルの建築物 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。) である部分以外の部分における旅客の取扱いにあっては、100 分の 40) を乗じて得た額とする。

(禁止行為)

第 6 条 バスターミナルでは、次
次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) }
5 } (略)
(3) }

(4) バスターミナルの建築物である部分以外の部分の区域内に建築物を建築
すること。

(5)
(4) (略)

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長 前 田 健

2 指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成30年第46号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市栄バスターミナル	名古屋市東区東桜一丁目11番1号 栄公園振興株式会社 代表取締役社長 前 田 健

2 指定の期間 平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第5項の規定により、名古屋高速道路公社から下記事項について同意を求められたので、これに同意するものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

名古屋高速道路公社定款中基本財産の額

変更前 3,178億4,300万円 （名古屋市出資額 1,589億2,150万円）

変更後 3,179億6,300万円 （名古屋市出資額 1,589億8,150万円）

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款変更に対し、設立団体として同意をするため議会の議決を経る必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）抜すい

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- (1) }
 - (5) }
 - (7) }
- (略)

(8) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

(9) (略)

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 3 } (略)
- 4 }

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び試験」を「、試験等」に改める。

第2条第1項中第27号を第38号とし、第18号から第26号までを11号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の11号を加える。

(18) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）

第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可（高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの製造の許可」という。）

(19) 高圧法第14条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可（高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの製造施設等の

変更の許可」という。)

(20) 高圧法第16条第1項の規定による高圧ガスの貯蔵所の設置の許可（高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの貯蔵所の設置の許可」という。）

(21) 高圧法第19条第1項の規定による第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可（高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「第1種貯蔵所の変更の許可」という。）

(22) 高圧法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査（以下「高圧ガスの製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査」という。）

(23) 高圧法第22条第1項の規定による輸入をした高圧ガス及びその容器の検査（以下「輸入高圧ガス等の検査」という。）

(24) 高圧法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査（以下「高圧ガスの特定施設の保安検査」という。）

(25) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「高圧令」という。）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧法第44条第1項の規定による容器検査又は高圧令第18条第2項第4号の規定に基づく高圧法第49条第1項の規定による容器再検査（以下「容器検査又は容器再検査」という。）

(26) 高圧令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧法第49条の2第1項の規定による附属品検査又は高圧令第18条第2項第7号の規定に基づく高圧法第49条の4第1項の規定による附属品再検査（以下「附属品検査又は附属品再検査」という。）

(27) 高圧令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧法第50条第3項の規定による容器検査所の登録又は登録の更新（以下「容器検査所の登録又は登録の更新」という。）

(28) 高圧令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧法第54条第2項の規定による容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等（以下「容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等」という。）

別表危険物製造所等の設置の許可の項中「530,000円」を「570,000円」に、

「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、
「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」
に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「
4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」
を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「
1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」
に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「
2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」
を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「
5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」
に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表危険物製造所等の設置
の完成検査前検査の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」
を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を
「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」
を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「
2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、
「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、
「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」
に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「
4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」
を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「
17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移
送取扱所の保安検査の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」
を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を
「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000
円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「
4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」
に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「
4,830,000円」に改め、同表火薬類の特定施設等に係る保安検査の項の次に次
のように加える。

高圧ガスの製造の許可	高圧法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備	560,000円
		処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	340,000円
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	220,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	140,000円
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	110,000円
		処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	86,000円
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	68,000円

高圧法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	54,000円
	処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	31,000円
	処理容積が 1,000 立方メートル以上の設備	91,000円
	処理容積が 500 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が 100 立方メートル以上 500 立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が 50 立方メートル以上 100 立方メートル未満の設備	44,000円
	処理容積が 10 立方メートル以上 50 立方メートル未満の設備	27,000円
	処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備	21,000円
	処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未	16,000円

		満の設備	
		処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	13,000円
		処理容積が 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	11,000円
		処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	7,400円
	高圧法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者	冷凍能力が 3,000トン以上の設備	110,000円
		冷凍能力が 1,000トン以上 3,000トン未満の設備	87,000円
		冷凍能力が 300 トン以上 1,000トン未満の設備	68,000円
		冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備	54,000円
		冷凍能力が20トン以上 100 トン未満の設備	36,000円
高圧ガスの製造施設等	高圧法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新	

の変更の許可

して高圧ガスの製造をする者を除く。)

たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。) に比して 1,000万立方メートル以上増加する場合

370,000円

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100 万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満増加する場合

220,000円

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満増加する場合

150,000円

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 10万立方メートル以上 50万立方メートル未満増加する場合

93,000円

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 2 万 5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満増加する場合

69,000円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未満増加する場合	61,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満増加する場合	57,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル以上 1,000立方メートル未満増加する場合	39,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200 立方メートル未満増加する場合	26,000円
	その他の場合	16,000円
高圧法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000万立方メートル以上増加する場合	65,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 500 万立方メートル	53,000円

以上 1,000万立方メートル未満増加する場合	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満増加する場合	44,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満増加する場合	31,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 10万立方メートル以上 50万立方メートル未満増加する場合	18,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 2 万 5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満増加する場合	14,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000立方メートル以上 2 万 5,000立方メートル未満増加する場合	12,000円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満増加する場合	9,200円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200立方メートル以上 1,000立方メートル未満増加する場合	8,200円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200立方メートル未満増加する場合	5,100円
	その他の場合	3,200円
高圧法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下同じ。）に比して 3,000トン以上増加する場合	69,000円

		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000円
		その他の場合	16,000円
	高圧ガスの貯蔵所の設置の許可		25,000円
第1種貯蔵所の変更の許可	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加するもの		14,000円
	その他のもの		11,000円
高圧ガスの	高圧法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設		高圧ガスの製造の許可の項の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該

製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査

	手数料の額の4分の3の額（高圧法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
高圧法第20条第1項の規定による第1種貯蔵所	18,750円
高圧法第20条第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設	高圧ガスの製造施設等の変更の許可の項の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額（高圧法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の

			技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)
	高圧法第20条第3項の規定による第1種貯蔵所		第1種貯蔵所の変更の許可の項の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額
輸入高圧ガス等の検査	容積 1,000立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量10トン以上）のもの		27,000円
	容積 300 立方メートル以上 1,000立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満）のもの		21,000円
	容積 300 立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン未満）のもの		13,000円
高圧ガスの特定施設の保安検査	高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積が 1,000万立方メートル以上の設備	610,000円
		処理容積が 100 万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	370,000円
		処理容積が50万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	250,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	150,000円
		処理容積が 2 万 5,000	

	立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	120,000円
	処理容積が 5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満の設備	95,000円
	処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が 200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が 100立方メートル以上 200立方メートル未満の設備	33,000円
高圧法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
	処理容積が 500万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
	処理容積が 100万立方メートル以上 500万立方メートル未満の設備	64,000円
	処理容積が 50万立方メートル以上 100万立方メートル未満の設備	47,000円

	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	31,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	20,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	15,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	12,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,700円
高圧法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000円
	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000円
	冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000円

容器検査又は容器再検査		冷凍能力が 100 トン以上 300 トン未満の設備	60,000円
		冷凍能力が20トン以上 100 トン未満の設備	42,000円
	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器	内容積 1,000リットル以上のもの	1 個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
		内容積 500 リットル以上 1,000リットル未満のもの	1 個につき16,000円
		内容積 500 リットル未満のもの	1 個につき 6,600円
	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)	内容積 150 リットル以上のもの	1 個につき 320 円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
		内容積30リットル以上 150 リットル未満のもの	1 個につき 320円
		内容積 5 リットル以上 30リットル未満のもの	1 個につき 260円
		内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円
		内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 150円

高強度鋼容器（温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）	内容積30リットル以上のもの	1個につき 210 円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに 3 円を加えた額
	内容積 5 リットル以上 30リットル未満のもの	1 個につき 210円
	内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 160円
	内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき 140円
その他の容器	内容積 1,000リットル以上のもの	1 個につき 7,100円に 1,000リットル又は 1,000リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた額
	内容積 500 リットル以上 1,000リットル未満のもの	1 個につき 7,100円
	内容積 150 リットル以上 500 リットル未満のもの	1 個につき 800円
	内容積30リットル以上 150 リットル未満のもの	1 個につき 210円
	内容積 5 リットル以上 30リットル未満のもの	1 個につき 170円
	内容積 1 リットル以上 5 リットル未満のもの	1 個につき 110円

		内容積 1 リットル未満のもの	1 個につき80円
附属品検査又は附属品再検査	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	内容積 150 リットル以上の容器	1 個につき31円
		内容積 150 リットル未満の容器	1 個につき24円
	その他の容器に装置される附属品	内容積 1,000リットル以上の容器	1 個につき 1,100円
		内容積 500 リットル以上 1,000リットル未満の容器	1 個につき 540円
		内容積 500 リットル未満の容器	1 個につき21円
	容器検査所の登録又は登録の更新		16,000円
容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等		1,400円	

別表備考第 1 号中「金額は、」の次に「当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高圧ガス保安法の一部改正に

に伴い、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市消防関係事務手数料条例 (抜すい)

(目的)

第1条 消防の行う許可、承認、検査、講習、^{及び}試験^等の手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条 次に掲げる事項を申請し、届け出、又は受講しようとする者は、その区分に応じて、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) }
{ (略)
(17) }

(18) 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)

第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可 (高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの製造の許可」という。)

(19) 高圧法第14条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可 (高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの製造施設等の変更の許可」という。)

(20) 高圧法第16条第1項の規定による高圧ガスの貯蔵所の設置の許可 (高

圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「高圧ガスの貯蔵所の設置の許可」という。）

(21) 高圧法第19条第1項の規定による第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可（高圧法第4条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「第1種貯蔵所の変更の許可」という。）

(22) 高圧法第20条第1項又は第3項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の完成検査（以下「高圧ガスの製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査」という。）

(23) 高圧法第22条第1項の規定による輸入をした高圧ガス及びその容器の検査（以下「輸入高圧ガス等の検査」という。）

(24) 高圧法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査（以下「高圧ガスの特定施設の保安検査」という。）

(25) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「高圧令」という。）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧法第44条第1項の規定による容器検査又は高圧令第18条第2項第4号の規定に基づく高圧法第49条第1項の規定による容器再検査（以下「容器検査又は容器再検査」という。）

(26) 高圧令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧法第49条の2第1項の規定による附属品検査又は高圧令第18条第2項第7号の規定に基づく高圧法第49条の4第1項の規定による附属品再検査（以下「附属品検査又は附属品再検査」という。）

(27) 高圧令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧法第50条第3項の規定

による容器検査所の登録又は登録の更新（以下「容器検査所の登録又は登録の更新」という。）

(28) 高圧令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧法第54条第2項の規定

による容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等（以下「容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等」という。）

(29)
(18)
{ (略)
(38)
(27)

別表

区 分		手 数 料 の 額
(略)		
危険物製造所等の設置の許可	(略)	
	貯蔵所	(略)
	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	570,000円 530,000円
	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 880,000円 830,000円
	危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの 1,070,000円 1,010,000円

下「規則」という。)第20条の4第2項第3号で定める構造を有するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハで定める構造を有するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	$\frac{1,200,000\text{円}}{1,120,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	$\frac{1,520,000\text{円}}{1,420,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	$\frac{1,780,000\text{円}}{1,660,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	$\frac{4,070,000\text{円}}{3,880,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	$\frac{5,340,000\text{円}}{5,100,000\text{円}}$

く。)	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上のもの	<u>6,490,000円</u> 6,290,000円
浮き屋根式特 定屋外タンク 貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋 外タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大数量 が1,000キロリットル 以上5,000キロリット ル未満のもの	<u>1,180,000円</u> 1,130,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が5,000キロリットル 以上1万キロリットル 未満のもの	<u>1,410,000円</u> 1,340,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの	<u>1,580,000円</u> 1,500,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの	<u>1,940,000円</u> 1,830,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が10万キロリットル以 上20万キロリットル未 満のもの	<u>2,260,000円</u> 2,140,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が20万キロリットル以 上30万キロリットル未 満のもの	<u>4,550,000円</u> 4,350,000円
	危険物の貯蔵最大数量	

		が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円 5,570,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円 6,770,000円
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	5,930,000円 5,750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	7,470,000円 7,250,000円
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	10,900,000円 10,700,000円
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		
危険物製造所等の設置の完成検査前検査	(略)		
	令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下「基礎・地盤検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円 410,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円 540,000円
		危険物の貯蔵最大数量	

が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{730,000\text{円}}{700,000\text{円}}$
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{960,000\text{円}}{920,000\text{円}}$
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{1,090,000\text{円}}{1,040,000\text{円}}$
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{1,660,000\text{円}}{1,600,000\text{円}}$
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{1,900,000\text{円}}{1,820,000\text{円}}$
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{2,120,000\text{円}}{2,030,000\text{円}}$

令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下「溶接部検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{530,000\text{円}}{490,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{680,000\text{円}}{630,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{1,030,000\text{円}}{990,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{1,410,000\text{円}}{1,310,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{1,780,000\text{円}}{1,720,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	$\frac{3,430,000\text{円}}{3,320,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量	

		が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4, 190, 000円 4, 060, 000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4, 800, 000円 4, 650, 000円
令第8条の2第5項に規定する岩盤タンク検査（以下「岩盤タンク検査」という。）		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9, 320, 000円 9, 100, 000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	12, 600, 000円 12, 400, 000円
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	17, 300, 000円 17, 000, 000円
(略)			
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が 1, 000キロリットル以上 5, 000キロリットル未満のもの	320, 000円 310, 000円
		危険物の貯蔵最大数量が 5, 000キロリットル以上 1 万キロリットル未満のもの	460, 000円 430, 000円
		危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満のもの	750, 000円 720, 000円

	危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの	$\frac{1,020,000\text{円}}{960,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量 が10万キロリットル以 上20万キロリットル未 満のもの	$\frac{1,300,000\text{円}}{1,210,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量 が20万キロリットル以 上30万キロリットル未 満のもの	$\frac{3,150,000\text{円}}{2,950,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量 が30万キロリットル以 上40万キロリットル未 満のもの	$\frac{3,870,000\text{円}}{3,620,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上のもの	$\frac{4,460,000\text{円}}{4,170,000\text{円}}$
岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最大数量 が1,000キロリットル 以上40万キロリットル 未満のもの	$\frac{2,690,000\text{円}}{2,660,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上50万キロリットル未 満のもの	$\frac{3,230,000\text{円}}{3,190,000\text{円}}$
	危険物の貯蔵最大数量 が50万キロリットル以 上のもの	$\frac{4,830,000\text{円}}{4,790,000\text{円}}$
(略)		

(略)

備考

- 1 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては 1件についての金額とする。

2 }
3 } (略)
4 }

(参考 2)

参 照 条 文

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）抜すい 新旧対照 ^改_改
_{正後}
_{正前}

（都道府県^{又は指定都市}が処理する事務）

第78条の4 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、
政令で定めるところにより、都道府県知事^{又は指定都市}（地方自治法第252
条の19第1項の指定都市をいう。第79条の2及び第79条の3において同じ。）
の長が行うこととすることができる。

（大都市の特例）

第79条の3 第2章及び第3章（第29条第3項、第29条の2第1項、第30条、
第31条第2項並びに第31条の2第1項及び第3項を除く。）並びに第39条の
11、第49条の30（第49条の33第2項において準用する場合を含む。）、第49
条の35、第56条の4第3項（第56条の6の14第4項及び第56条の8第3項に
おいて準用する場合を含む。）、第61条第1項、第62条第1項、第63条、第
64条、第65条第1項及び第74条の規定により都道府県知事が処理することと
されている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府
県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長
が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）
は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合に

おいては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

)

)

